

# 福祉用具貸与、福祉用具販売の報酬・基準について

## I. 福祉用具貸与、福祉用具販売の現状と課題

### (福祉用具貸与・購入の内容)

- 介護保険制度においては、貸与又は購入に係る費用について保険給付の対象とする福祉用具の範囲を「要介護者等の日常生活の便宜を図るために用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、日常生活の自立を助けるもの」としており、以下のものが対象種目として厚生労働大臣告示で定められている。

#### 福祉用具貸与

(貸与に係る費用の9割を給付)

- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 手すり
- スロープ
- 歩行器
- 歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具の部分を除く）

#### 福祉用具購入

(購入の費用の9割を給付、限度額10万円)

- 腰掛便座
- 特殊尿器
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

- 福祉用具については、利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

貸与になじまない性質のもの（入浴や排せつ関連用具など、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの。吊り上げ式リフトの吊り具のように、使用によって形態・品質が変化し、再利用できないもの）について、必要な福祉用具の購入を保険給付の対象としている。

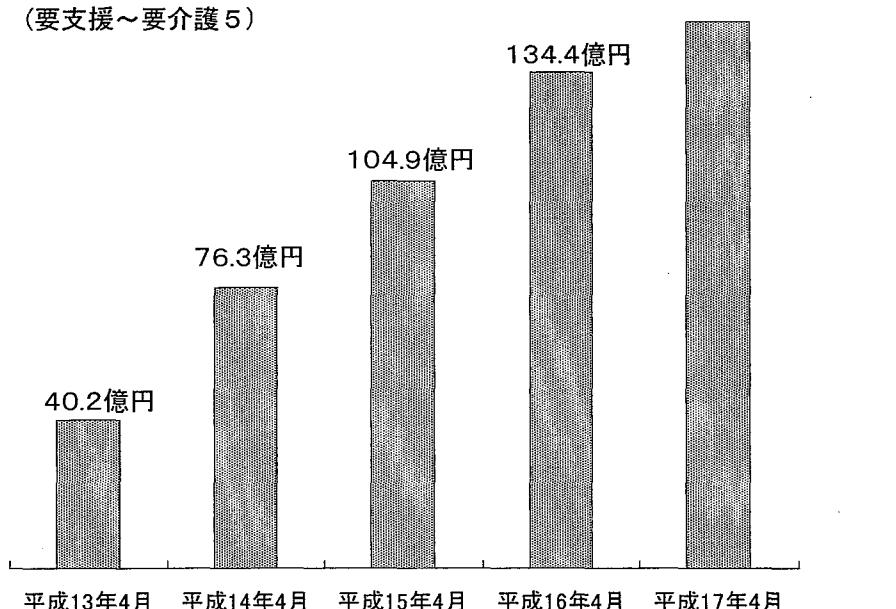
- 福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付の公定価格を定めず、自由価格により保険給付する仕組みとしている。

#### (福祉用具貸与の費用額及び利用者の状況)

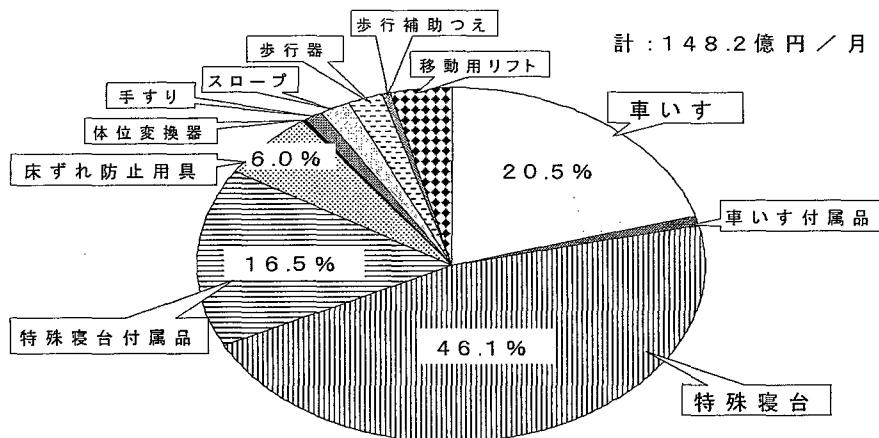
- 介護保険制度の施行以降、福祉用具は急速に普及しており、福祉用具貸与の費用額は、直近の4年間で3.7倍に増加している。
- 福祉用具貸与の費用額のうち、「車いす」が2割、「特殊寝台」と「特殊寝台付属品」で6割強と、「車いす」と「特殊寝台（付属品含む）」で8割を占める。

#### ○ 福祉用具貸与の費用額の推移

(要支援～要介護5)

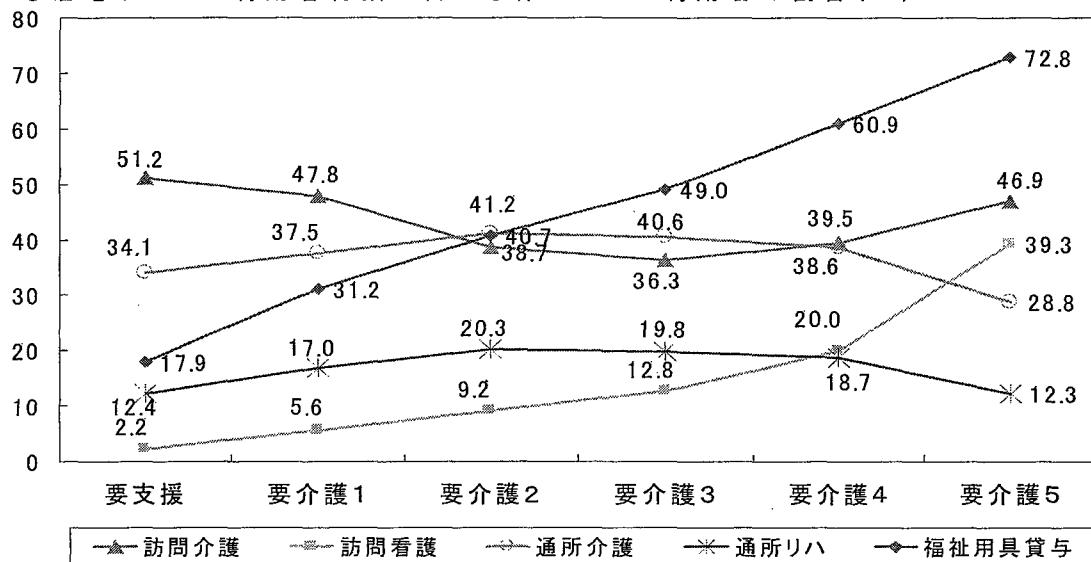


○ 福祉用具貸与の請求額内訳(17年4月サービス分)



- また、要介護度別に福祉用具貸与利用者の割合を見ると、要介護度が高くなるほど、利用割合も高まる傾向にある。

○ 居宅サービス利用者総数に占める各サービス利用者の割合(%)



○福祉用具貸与の利用状況（平成17年4月サービス分）（千件）

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
居宅受給者数	443.9	995.4	440.0	317.5	222.8	157.5	2577.1
車いす (利用率)	16.1 3.6%	86.6 8.7%	71.8 16.3%	78.1 24.6%	78.4 35.2%	56.6 35.9%	387.6 15.0%
特殊寝台 (利用率)	49.7 11.2%	198.5 19.9%	117.5 26.7%	106.8 33.6%	96.3 43.2%	81.8 51.9%	650.7 25.2%
特殊寝台付属品 (利用率)	107.1 24.1%	457.6 46.0%	290.4 66.0%	282.2 88.9%	267.1 119.9%	212.5 134.9%	1616.8 62.7%
床ずれ防止用具 (利用率)	1.4 0.3%	9.0 0.9%	9.1 2.1%	15.6 4.9%	34.3 15.4%	71.1 45.1%	140.5 5.5%
体位変換器 (利用率)	0.1 0.0%	0.3 0.0%	0.2 0.0%	0.5 0.2%	1.4 0.6%	5.1 3.2%	7.7 0.3%
歩行器 (利用率)	9.8 2.2%	46.4 4.7%	24.8 5.6%	18.2 5.7%	9.5 4.3%	2.4 1.5%	111.2 4.3%
歩行補助つえ (利用率)	4.0 0.9%	21.8 2.2%	13.1 3.0%	10.5 3.3%	5.6 2.5%	1.1 0.7%	56.0 2.2%
移動用リフト (利用率)	2.7 0.6%	11.3 1.1%	7.3 1.7%	7.6 2.4%	7.1 3.2%	5.8 3.7%	41.8 1.6%

（注）「特殊寝台付属品」は、「特殊寝台」と一体的に利用されるものとして貸与しており、「マットレス」「サイドレール」「補助机」等が対象となっている。各品目を1件として扱っているため、件数上は、特殊寝台1件につき2～3件の特殊寝台付属品が貸与されている。

- また、福祉用具貸与についての1人当たりの費用額は、ほぼ横ばいで推移している。

福祉用具貸与の1人当たり費用額の推移

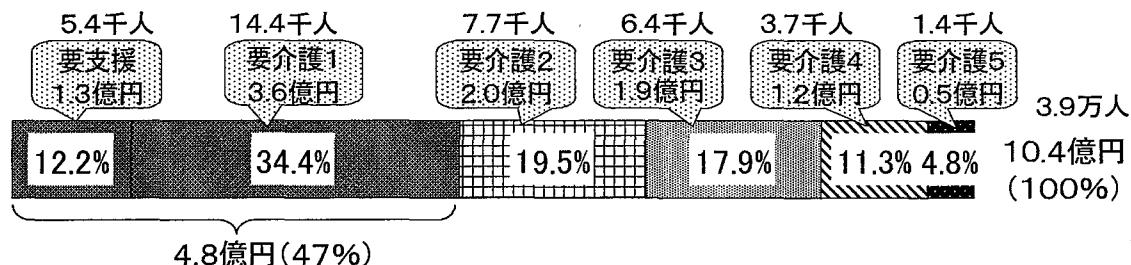
	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月	17年4月
利用者1人当たりの費用額	13.9千円	14.7千円 (5.8%増)	14.4千円 (2.1%減)	14.6千円 (1.4%増)	14.5千円 (0.7%減)

（注）費用額は、利用者の一割負担分と保険給付分を足した額である。

## (福祉用具購入の費用額及び利用者の状況)

- 特定福祉用具購入は、月に約10億円が支給されており、介護保険の費用額全体に占める割合は、約0.2%である。
- 特定福祉用具購入の支給額のうち、要支援・要介護1が5割弱を占めている。
- 特定福祉用具購入の支給額のうち、「入浴補助用具」が5割強、「腰掛便座」が4割強を占めている。

### ○特定福祉用具購入の支給額（平成17年3月支出分）



### ○4半期ごとの推移（平成16年度支出分）

	16年4~6月	7~9月	10~12月	17年1~3月
支給額(月平均)	9.39億円	9.11億円	9.04億円	9.64億円
対前年同期比	8.3%増	2.7%増	0.8%増	1.8%減
利用者数(月平均)	3.73万人	3.77万人	3.66万人	3.68万人
対前年同期比	6.5%増	0.6%増	5.8%減	3.8%減

### ○福祉用具購入費の品目別の割合（平成14年度実績：91保険者の特別調査）

	腰掛便座	特殊尿器	入浴補助用具	簡易浴槽	リフト吊り具	合計
支給額	540百万円 (44.4%)	26百万円 (2.1%)	640百万円 (52.7%)	2.7百万円 (0.2%)	6.4百万円 (0.5%)	1215百万円 (100%)

## (特定福祉用具購入先の内訳状況)

- 特定福祉用具購入先の内訳状況は、約8割が指定福祉用具貸与の指定事業者である。

### ○ 特定福祉用具購入先の内訳（平成14年度実績：79保険者の特別調査）

	指定貸与事業者	介護用品販売店	ホームセンター	ドラッグストア	百貨店	不明	その他
件数(内訳)	25,822 (78.2%)	4,273 (12.9%)	503 (1.5%)	136 (0.4%)	89 (0.3%)	118 (0.4%)	2,094 (0.3%)

## II. 福祉用具貸与、福祉用具販売に関するこれまでの指摘等の概要

- 福祉用具の貸与及び購入については、審議会等において、以下のような指摘がなされているところである。

### **高齢者リハビリテーション研究会報告（平成16年1月）**

- 本来、福祉用具導入は、その必要性の判断、適切な福祉用具・住宅改修内容の決定、取り付け・調整、使い方指導、モニタリング等の過程で行われるものである。これに照らしてみた現状は、福祉用具の種目・機能情報の不足による必要性の判断の誤り、個々の要介護者等の生活機能に適合させる技術の不足、実際の訓練や指導の未実施などが想定されるこのような状況では、福祉用具・住宅改修の目的である要介護者等の自立支援に十分な効果を上げることは困難と考えられる。

### **社会保障審議会介護保険部会報告（平成16年7月30日）**

- 福祉用具は、利用者自身が日常生活の中で確実にこれを使いこなすことにより自立支援や尊厳の保持につながるものであるが、現状では、状態像に合わない福祉用具の提供などにより、本人の自立を妨げかえって状態の悪化につながっているケースもある。
- こうした状況を踏まえ、今後は、
  - ① 利用者やケアマネジャーに対し、福祉用具の選定・利用に関する適切な情報提供を行う、
  - ② 個別性重視の観点から、一定の場合には専門職が関与する仕組みとするなど提供プロセスについても見直しを行うとともに、訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションと組み合わせた福祉用具の使用方法の指導についても検討する、
  - ③ 事業者の責任を明確化を図るとともに、福祉用具の購入については、事業者の指定制度を導入する、  
方向で検討する必要がある。  
また、福祉用具については、支給対象の適正化や給付率の在り方についても検討する必要がある。

### III. 福祉用具貸与、特定福祉用具販売の報酬・基準に関する論点

#### (基本的な考え方)

- 福祉用具貸与及び購入については、要介護者の自立支援に十分な効果を上げる観点から、「福祉用具の選定の判断基準」の趣旨を徹底させるとともに、ケアマネジメントのプロセスにおける福祉用具の導入・継続の必要性の判断を強化することが必要ではないか。

#### (具体的な論点)

##### 1. 福祉用具貸与

- 介護給付における福祉用具貸与の対象品目については、現行の「福祉用具の選定の判断基準」や、予防給付における福祉用具貸与の対象品目の見直しを踏まえつつ、検討すべきではないか。
- 福祉用具貸与サービスの導入時において、利用者の状態、他の代替サービスとの関係などを踏まえ、ケアマネジャーがサービスの必要性について、サービス担当者会議の結果を踏まえ、ケアプラン及びサービス利用票に導入理由を明記することを、福祉用具貸与の条件とすることとしてはどうか。  
具体的には、福祉用具貸与の基準上、福祉用具貸与事業者に対し、貸与の条件として、ケアマネジャーの理由附記を義務づけることとしてはどうか。
- また、自立支援の観点から、利用者の状態の変化等を踏まえて、ケアマネジャーが定期的に導入理由について検証することとしてはどうか。

##### 2. 特定福祉用具販売

- 特定福祉用具販売の基準については、これまでのサービス利用実態を踏まえ、指定制度を導入し、福祉用具を販売する事業者が、要介護被保険者に対して、福祉用具の必要性・適合性を専門的知識から助言し、適切な福祉用具の選定が行われるよう事業者基準に福祉用具専門相談員を位置づけることとしてはどうか。  
さらに、特定福祉用具購入の必要性の判断については、介護支援専門員、福祉用具専門相談員等が関与することとしてはどうか。